

鳥取県人事委員会告示第1号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年9月4日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

- 1 調査の名称
民間事業所退職給付額等実態調査
- 2 調査の目的
鳥取県知事からの依頼に基づき、鳥取県職員と鳥取県内民間事業所従業員との退職給付額の水準を比較検討する資料を作成すること
- 3 調査対象の範囲
鳥取県内の事業所で、企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上のもの
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 企業全体及び調査事業所の常勤の従業員数、主な事業内容等
 - イ 退職給付個人別支給額関係
 - (ア) 調査対象者の有無、調査人数等
 - (イ) 鳥取県内で退職した勤続20年以上の常勤の事務・技術関係職種の従業員について、退職給付に係る次の事項
 - 退職事由、性別、退職時の満年齢、勤続年数、退職一時金額、年金の種類、脱退一時金額、選択一時金額、年金支給開始年齢、支給期間、保証期間、年金年額、確定拠出年金に係る資産額並びに退職給付制度に基づかない退職に伴う補助及び給付
 - ウ 退職給付（退職一時金・企業年金）制度の状況
 - エ 退職した勤続20年以上の常勤の事務・技術関係職種の従業員に適用された老齢給付金の内容及び標準掛金の事業主負担割合
 - (2) その基準となる期日又は期間
 - ア (1)アに掲げる事項 平成24年9月1日現在
 - イ (1)イ及びエに掲げる事項 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
 - ウ (1)ウに掲げる事項 平成24年3月31日現在
- 5 報告を求める者
本年の職種別民間給与実態調査の母集団事業所から無作為に抽出した137事業所
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査票を郵送し、又は鳥取県職員が配布し、郵送等により調査票を回収する方法で行う。
- 7 報告を求める期間
平成24年9月5日から同年10月24日まで
- 8 調査票情報の保存期間
10年間
- 9 結果の公表方法
集計結果を鳥取県議会総務教育常任委員会において公表する。